

## 2.2 対策の検討

※なお、地域の状況等に応じ、下記に示す例の他にも講ずべき対策が生じた場合には、適切に対応することが必要です。

項目	対策の必要性 (2.1で該当する場合、✓)	対策の例 太文字：基本的に実施が求められる事項 その他：地域の状況に応じて実施が求められる事項	対策の採用 (○/×)
1 土地の安定性		(切土又は盛土を行う場合) 法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。	
		地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。	
		工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
		対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談する。	
2 濁水		降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。	
		洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。	
		(排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合) 施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等(簡易的なフィルター等を含む)を設置する。	
		工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
3 騒音		パワーコンディショナ等の設置場所を調整する。	
		パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講ずる。	
4 反射光		アレイの向きを調整する。	
		アレイの配置を調整する。	
		太陽光の反射を抑えた防眩(ぼうげん)仕様のパネルを採用する。 住宅等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施す。	
6 <sup>※1</sup> 景観		アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとす。	
		周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。	
		敷地境界から距離(バッファゾーン)をとってアレイを配置する。	
		敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。	
		周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。 既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にする。	

## 3. 施設設置後の環境配慮

－施設設置後の維持管理等も検討しましょう－ (本編 P.37)

取組の例 太文字：基本的に実施が求められる事項 その他：地域の状況に応じて実施が求められる事項	実施したか (○/×)
検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討する。	
施設の稼働に伴い、周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、外部から見えやすい場所に連絡先を明示する。(FIT 法施行規則において標識の掲示義務有り)	
廃棄物処理法等の関係法令や、既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における適切な撤去・処分について計画を検討する。	

※1：項目番号は、本編に合わせています。本シート(小規模出力版)は本編から必要項目のみを抜粋して作成しているため、項目番号が連続していません。  
 ※2：写真の出典：「平成 29 年度新エネルギー等の導入促進のための基礎調査(太陽光発電に係る保守点検の普及動向等に関する調査) 最終報告書」(平成 29 年度経済産業省委託事業)



環境省大臣官房 環境影響評価課  
 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
 2020年3月発行

# 太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート【小規模出力版】

事業規模が小さいため環境影響が比較的小さいと考えられる事業(おおむね出力 50kW 未満)でお使いいただけます

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(以下「本編」という。)は、環境影響評価法や環境影響評価に関する条例の対象とならない、より規模の小さい事業用太陽光発電施設の設置\*に際し、立地検討・設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置・運用に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すものです。

本シートは、その中から、**事業規模が小さいため環境影響が比較的小さいと考えられる、おおむね出力 50kW 未満の事業(小規模出力事業)において配慮すべき項目**を選定し作成したものです。まずは、本シートに沿って検討を行い、必要な事項については本編の解説を確認しながら、事前の環境配慮に取り組みましょう。

\* 建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは、本チェックシートの対象外です。

## 1. 環境配慮に係る地域とのコミュニケーション

－円滑に事業を進めるために取り組みましょう－

地方公共団体によっては、太陽光発電施設に特化していないものも含め、**太陽光発電施設の設置に際し遵守すべき事項を定めた条例・要綱・ガイドライン等(以下「太陽光発電条例等」という。)**を制定・策定しているところがあります。

- ▶ 立地を予定している地方公共団体に太陽光発電条例等があり、計画している事業がそれらの対象となる場合は、太陽光発電条例等を遵守してください。また、具体的な環境配慮の取組等の検討において、必要に応じて本ガイドラインを参照してください。
- ▶ 太陽光発電条例等がない場合や対象に該当しない場合は、本ガイドラインに基づき、環境配慮の取組を実施してください。

### 1.1 市町村や都道府県等に対する地域の実情や必要な事項の確認 (本編 P.7)

取組の例 太文字：基本的に実施が求められる事項 その他：地域の状況に応じて実施が求められる事項	実施したか (○/×)
立地検討段階で市町村や都道府県等の担当窓口に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。	
地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知や説明をすべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求める。	
各種法令・条例等に基づく規制や指定区域等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。	

### 1.2 地域住民等に対する事業予定の周知と事業計画案の説明 (本編 P.8)

取組の例 太文字：基本的に実施が求められる事項 その他：地域の状況に応じて実施が求められる事項	実施したか (○/×)
事業予定の周知 立地検討段階で、市町村や都道府県等からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知する。 事業予定の周知の機会に、地域住民等から、土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等を聞き取る。	
事業計画案の説明 事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で、市町村や都道府県等からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取る。 事業計画案の説明等を通じて地域住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について、回覧板等を通じて地域住民等へ知らせる。	

### 1.3 地域住民等への説明結果等の記録 (本編 P.11)

取組の例 太文字：基本的に実施が求められる事項 その他：地域の状況に応じて実施が求められる事項	実施したか (○/×)
地域住民等へ説明を行った場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録する。説明会を開催した場合は、出席者数も併せて記録する。	

2.1 環境影響の確認、対策の必要性の検討

